

○米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程

平成18年4月1日

告示第84号

改正 平成19年3月30日告示第45号

平成20年3月31日告示第51号

平成22年3月31日告示第49号

平成22年6月30日告示第149号

平成23年3月31日告示第57号

平成27年3月17日告示第28号

令和元年6月24日告示第43号

令和3年3月22日告示第36号

令和3年3月24日告示第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、市が募集する有料の広告枠に広告を掲載する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 市が広告の掲載を募集するもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広報よねざわ
- (2) 市のホームページ
- (3) 市民バス
- (4) その他市長が認めるもの

(掲載の申込者)

第2条の2 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業者に関する広告 山形県内に事務所又は事業所を有する者
- (2) 個人に関する広告 山形県内に住所を有する者
- (3) 任意団体に関する広告 主たる活動場所が山形県内であって、かつ、山形県内に住所を有する者が代表を務める団体

(平22告示149・追加)

(掲載の基準)

第3条 市長は、広告の掲載に係る本市の信頼性及び公平性を保つため、掲載の基準を別に定める。

(平19告示45・全改)

(広告の規格等)

第4条 掲載を募集する広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、広報よねざわ、市のホームページ等により前条の規定により定めた事項を明示して行う。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、米沢市広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

（掲載の決定等）

第7条 市長は、広告の掲載の申込みがあったときは、掲載の申込みに係る広告の内容（以下「掲載内容」という。）を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載内容に疑義があるときは、第9条に規定する米沢市広告審査委員会に意見を求めることができる。

3 市長は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、米沢市広告掲載決定通知書（様式第2号）又は米沢市広告非掲載決定書（様式第3号）により当該決定をした者に通知するものとする。

（平19告示45・平22告示49・一部改正）

（掲載の優先順位）

第8条 前条第1項の規定により広告の掲載の可否を決定するに当たり、1の広告枠に複数の申込みがあるときは、次の各号に掲げる申込者に応じ、当該各号に定める順位を付し、その順位の最も高い者を広告を掲載する者（以下「広告主」という。）として決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するもの 第1位

(2) 本市内に事業所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。） 第2位

(3) 前2号のいずれにも該当しないもの 第3位

2 前項の規定により複数の申込者に対し順位を付した場合において、最も高い順位を付した申込者が複数あるときは、抽選によりそれらの申込者のうちから1者を広告主として決定するものとする。

（広告審査委員会）

第9条 掲載内容が適正基準を満たしているかどうかを審査するため、米沢市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長は、企画調整部長をもって充て、会務を掌理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部総務課長 総務部財政課長 企画調整部政策企画課長 企画調整部秘書広報課長 市民環境部環境生活課長 産業部商工課長 教育委員会教育管理部教育総務課長

6 委員会の庶務は、企画調整部政策企画課において処理する。

（平19告示45・平20告示51・平23告示57・平27告示28・令3告示65・一部改正）

（委員会の会議等）

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又はこの者から意見若しくは説明を聴取することができる。

3 急を要する事案で会議を開く暇がないと委員長が認めたものについては、回議により審査を行い、これをもって委員会の審査に替えることができる。

（平22告示49・一部改正）

（掲載料の納付）

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

（広告主の責任等）

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。

(2) 市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたととき。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第45号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第51号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第49号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日告示第149号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程の規定は、この規程の公布の日以後になされる広告の掲載の申込みについて適用し、同日前になされた広告の掲載の申込みについては、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日告示第57号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日告示第28号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日告示第43号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の本則各号に掲げる規程の規定により作成された様式の用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則 (令和3年3月22日告示第36号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月24日告示第65号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

米沢市広告掲載申込書

米沢市長 あて

申込者 住所(所在地)
氏名(名称)
電話番号
担当者氏名

有料広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体(番号を○で囲んでください。)

- (1) 広報よねざわ
- (2) 市のホームページ
- (3) 市民バス
- (4) その他()

2 掲載希望期間

3 広告の内容(広告の案等を添付してください。)

4 権利関係の確認(確認済の場合は、□内にレ印を記入してください。)

広告の内容について、著作権等の知的財産権及び肖像権等の人格権等に問題ありません。

↓

確認済：□

様式第2号(第7条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

様

米沢市長



広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 広告媒体

- (1) 広報よねざわ
- (2) 市のホームページ
- (3) 市民バス
- (4) その他()

2 掲載期間

3 広告掲載料 円

4 納付期限等 年 月 日

5 原稿等の提出期限 年 月 日

6 その他

様式第3号(第7条関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

様

米沢市長



広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記の理由により掲載できないことと決定しましたのでお知らせします。

記

1 申し込まれた広告媒体

- (1) 広報よねざわ
- (2) 市のホームページ
- (3) 市民バス
- (4) その他()

2 掲載できない理由

様式第1号（第6条関係）

（平22告示49・令元告示43・令3告示36・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（令元告示43・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（令元告示43・一部改正）